

令和6年度に福井県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領
(県内在住者用)

福井県に住所を有する者で、県内で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先

下表のとおり、住所地を管轄する農林総合事務所へ提出する。

住所のある市町	提出先	住 所	電話番号
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所 林業・木材活用課	〒910-8555 福井市松本3丁目 16-10 福井合同庁舎	0776 (21) 8213
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	〒913-8511 坂井市三国町水居 17-45 坂井合同庁舎	0776 (81) 3223
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	〒912-0016 大野市友江11-10 奥越合同庁舎	0779 (65) 1492
越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町	丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	〒915-0882 越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	0778 (23) 4961
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	嶺南振興局二州農林部 林業水産課	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目 7-42 敦賀合同庁舎	0770 (22) 0291
若狭町(旧上中町)、小浜市、高浜町、おおい町	嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目 101 若狭合同庁舎	0770 (56) 2218

2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 ……………申請免許数×1部
- (2) 狩猟税申告書 ……………申請免許数×1部
- (3) 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面
(損害賠償能力(3,000万円以上)を有することの証明書)の次のうちいずれか ……1部
 - ア 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者である
ことの証明書(3,000万円以上)
 - イ 損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(3,000万円以上)
 - ウ 上記のアまたはイに準ずる資産を証明する書類(資産に関する市町長等が発行
した証明書(金融機関の預金残高証明書、固定資産の評価額証明書または
名寄帳)(3,000万円以上)等)
- (4) 証明写真〔カラーコピー不可、最近6カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、
無背景のライカ版(3.0×2.4cm)〕……………1枚+申請書数×1枚
※裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、1枚を申請書の所定欄に貼付すること。

3 平成 27 年度税制改正に伴う狩猟税の特例措置（減免措置）を受ける場合に必要書類

※税額は、4.（1）狩猟税の表を参照

対象者	狩猟税※	必要書類
1. 対象鳥獣捕獲員	課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県内の市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類（※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 9 条第 2 項に規定する鳥獣被害防止実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事することが見込まれる者として福井県内の市町長に指名又は任命された者であることを証する書類）
2. 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	課税免除	<ol style="list-style-type: none"> 1. 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている鳥獣捕獲等事業の認定証の写し 2. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 3. 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者により、法第 14 条の 2 の指定管理鳥獣捕獲等事業又は法第 9 条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業が狩猟者登録の申請前 1 年以内に福井県内で実施されたことを証する書類（契約書等の写し） 4. 3 の事業等に従事したことを証する従事者証の写しまたはこれに準ずる書面※ ※市町または県が従事者証の内容を証明する書面を別途発行した場合など
3. 許可捕獲等をした者 (法第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理を目的に限る）を受けて福井県内で捕獲等を行った者)	1/2 (100 円未満は切捨)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に発行された許可証の写し、またはそれに準じる書類 ※許可証の報告欄に、法第 9 条第 13 項に係る報告（捕獲等の結果）を記入し「備考」に捕獲日または出動日を記載したもの。 ※有効期間が終了し返納済などにより許可証および報告欄の写しを添付できない場合は、上記に準ずる書類として、市町または県が別途、許可証の内容を証明する書面で、有効期間内に捕獲または出動した日を記載した書類を添付したもの。
4. 許可捕獲等に従事した者 (法第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理を目的に限る）を受けて福井県内で捕獲等を行った者)の従事者として捕獲等を行った者	1/2 (100 円未満切捨)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に発行された従事者証の写し、および、有効期間内に法第 9 条 13 項に係る報告（捕獲等の結果）または出動した日を記載した書類を添付したもの。またはそれに準じる書類 ※上記に準ずる書類として、市町または県が別途、従事者証の内容を証明する書面で、有効期間内に法第 9 条 13 項に係る報告（捕獲等の結果）または出動した日を記載した書類を添付したもの。

4 狩猟税・狩猟者登録手数料および郵送料等

(1) 狩猟税

区 分		狩 猟 税
(ア) 網猟またはわな猟で下記(イ)以外の者		8,200円
(イ) 網猟またはわな猟で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者または扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者で、住所地の市町長の発行した証明書を添付した者		5,500円
(ウ) 第一種銃猟で下記(エ)以外の者		16,500円
(エ) 第一種銃猟で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者または扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者で、住所地の市町長の発行した証明書を添付した者		11,000円
(オ) 第二種銃猟		5,500円
(カ) 対象鳥獣捕獲員である者で、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則(平成20年環境省令第1号)第2条第2項に規定する証明書を添付した者		課税免除
(キ) 許可捕獲等をした者、または、許可捕獲等に従事した者	ア 狩猟者登録の申請前1年以内に、法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者で、当該許可証の写しを添付した者	(ア)～(オ)の狩猟税の半額(100円未満切捨)
	イ 狩猟者登録の申請前1年以内に、法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者で、当該従事者証の写しを添付した者	

※(イ)、(エ)、(カ)に該当する者は、市町長の発行した証明書を添付すること。

(2) 狩猟者登録手数料 1件につき 1,800円

(3) 狩猟税および手数料等の納付方法

- ア 手数料は福井県収入証紙(申請書に貼付)で納付してください。
 ※令和4年度から、手数料に限り、コンビニ・クレジットカードでの支払いが可能となりました。自然環境課ホームページ「狩猟関係(狩猟免許・狩猟者登録等)の手数料の納付方法」を参照してください
- イ 狩猟税は、狩猟税証紙(税申告書に貼付)で納付してください。

(4) 狩猟者登録証等の送付方法

- ・申請書を提出した各農林総合事務所または嶺南振興局で受け取ってください。

5 受付期間

- ・書類を提出する県農林総合事務所、嶺南振興局により異なりますので、お住まいの区域を管轄する県農林総合事務所にお問い合わせください。
- ・受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日および業務時間(8時30分～17時15分)以外は、受付業務を行いません。
- ・令和6年9月24日(火)までに申請書が到着しないときは、初猟日(11月1日)までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。

6 その他

- (1) 申請書記載事項欄に記入のないものや不備な書類は受理しないので、十分留意してください。
- (2) 申請書には、確実に連絡の取れる連絡先の電話番号（市外局番・局番・番号）を必ず記入してください。
- (3) 申請書の審査に一定の期間を要します。狩猟者登録証の即日交付は行いません。
- (4) 猟友会員は、申請書はできるだけ猟友会でまとめて提出してください。

7 注意事項

福井県では、豚熱(C S F)ウイルスが確認されています。イノシシへの豚熱(C S F)が確認された地点から半径10kmの区域(感染確認区域)で捕獲したイノシシおよびその肉・内臓・血液・皮などは、感染確認区域外へ持ち出しはできません。以上のことを理解のうえ、狩猟者登録申請すること。